

70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者（高齢受給者）の 医療機関等で支払う一部負担金の割合の判定基準について

【確認する所得・収入の時期】

8～12月：前年の所得・収入

※基準日は8月1日

1～7月：前々年の所得・収入

世帯内に、70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者（以下、高齢受給者）は何人いますか。

1人

2人以上

※1 市町村民税課税標準額は 145万円以上 ですか。

はい

いいえ

基礎控除額を差し引いた後の※2 旧ただし書所得は 210万円以下 ですか。

2割負担

はい

いいえ

2割負担

※3 収入額は 383万円未満 ですか。

いいえ

はい

世帯内に、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいますか。

はい

いいえ

高齢受給者と国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方全員の収入額の合計は 520万円未満 ですか。

はい

いいえ

※4 基準収入額適用申請を行ってください。（注）

申請（又は職権）により判定し、2割負担を適用

3割負担

世帯内に、※1 市町村民税課税標準額が 145万円以上 の高齢受給者はいますか。

はい

いいえ

高齢受給者全員の基礎控除額を差し引いた後の※2 旧ただし書所得は 210万円以下 ですか。

2割負担

はい

いいえ

2割負担

高齢受給者全員の※3 収入額の合計は 520万円未満 ですか。

はい

いいえ

※4 基準収入額適用申請を行ってください。（注）

申請（又は職権）により判定し、2割負担を適用

3割負担

※1 課税標準額は、「市民税県民税税額決定・納税通知書」または「特別徴収税額の決定・変更通知書」の課税標準額の欄に記載されています（分離課税も含みます）。なお、「市民税県民税税額決定・納税通知書」は、非課税世帯には送付されません。

※2 旧ただし書所得は、総所得金額等から国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除額を差し引いた額です。

※3 収入額とは、所得税法上の収入金額であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。ただし、一括して受け取る退職所得にかかる収入金額や遺族年金は含みません。

※4 市で世帯収入が把握でき、基準を満たすことが確認できた場合は、申請を省略できます。該当の方には2割と判定された資格情報のお知らせまたは資格確認書が届きますので、差し替えをお願いいたします。

転入者等、市で世帯収入が把握できないときは申請が必要となるため、「国民健康保険基準収入額適用申請書」を送付いたします。

（注）収入や世帯の状況に変更があった場合は、一部負担金の再判定を行います。